

議員提出第1号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部
改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会
会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年5月22日

大阪府議会議長 様

提 出 者

大阪府議会議員

| | | |
|---------|----------|---------|
| 池 下 卓 | 今 井 豊 | いらはら 勉 |
| 岩 木 均 | 上 島 一 彦 | 上 田 健 二 |
| 植 田 正 裕 | 魚森 ゴータロー | うるま 讓 司 |
| 大 橋 一 功 | 岡 沢 龍 一 | おきた 浩 之 |
| 角 谷 庄 一 | 河 崎 大 樹 | 紀 田 馨 |
| 金 城 克 典 | 久 谷 眞 敬 | 坂 こうき |
| 坂 上 敏 也 | 笹 川 理 | 杉 江 友 介 |
| 鈴 木 憲 | 徳 村 さとる | 富 田 武 彦 |
| 永 井 公 大 | 中 川 あきひと | 中 川 誠 太 |
| 中 川 嘉 彦 | 中 谷 恭 典 | 中 司 宏 |
| 中 野 稔 子 | 西 田 薫 | 西 林 克 敏 |
| 広 野 瑞 穂 | 前 田 将 臣 | 前 田 洋 輔 |
| 松 浪 ケンタ | 松 浪 武 久 | 松 本 利 明 |
| 三 橋 弘 幸 | みよし かおる | 森 和 臣 |
| 泰 江 まさき | やまのは 創 | 山 本 真 吾 |
| 横 倉 廉 幸 | 横 山 英 幸 | 和 田 賢 治 |

議員提出第1号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部改正の件

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部
を改正する条例

(大阪府議会委員会条例の一部改正)

第一条 大阪府議会委員会条例(昭和三十二年大阪府条例第四十五号)の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>第十二条 (略)</p> <p>(開会方法の特例)</p> <p>第十二条の二 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</p> <p>一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</p> <p>二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第十三条及び第十四条第一項の出席委員とする。</p> <p>4 オンラインを活用した委員会における議決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない。</p> | <p>第十二条 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第十七条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> |

(大阪府議会議会運営委員会条例の一部改正)

第二条 大阪府議会議会運営委員会条例(平成三年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

第十一条 削除

第十二条 削除

(委員会条例との関係)
第十八条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関しては委員会条例第八条、第十二条から第二十七条までの規定を準用する。

(定足数)
第十一条 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十八条において準用する委員会条例第十五条の除外のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)
第十二条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員会条例との関係)
第十八条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関しては委員会条例第八条、第十二条、第十五条から第二十七条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討等)

2 議長は、オンラインを活用した委員会について、現に委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するための環境整備及び情報セキュリティ対策について検討を加え、その結果に基づいて知事に対し、必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に社会全体がリモートワークの導入や行動様式を見直す中、議会としても率先して、時代や環境に適応した柔軟な議会活動の在り方を示す必要があります。

これからの時代において、適切かつ効果的な委員会運営の観点から、大災害等の現実の一つの場所に参集することが困難な状況やワークライフバランスの観点から一律に委員会室に集合することが不合理な状況等、議決機関として様々な状況下でも対応できるようオンライン委員会の開催を可能とする所要の改正を行います。